

八代市長 小野 泰輔 様

八代市政治倫理審査会
会長 中松 洋樹

審査結果報告書

令和7年10月14日付け八市文法第401号で審査を求められた件について、八代市政治倫理条例第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 調査請求の内容

(1) 調査対象者の氏名

八代市議会議員 金子 昌平（以下「調査対象者」という。）

(2) 調査請求書の提出日

令和7年9月30日

(3) 違反の内容

調査対象者は、昨年8月3日深夜、本町1丁目交差点付近の居酒屋にて一般市民（以下「本件相手方」という。）をビール瓶で額を殴打し、流血させ数針縫う程の大怪我を負わせたこと（以下「調査対象行為」という。）がSNSにより明るみに出た。

事件発生現場に駆け付けた警察官に事情聴取されたが、なぜか傷害事件とは扱われなかった。

人の頭をビール瓶で殴る行為そのものが市民の負託を受け、市民の代表者である市議会議員としての自覚を欠く恥ずべき行為であり、社会的・道義的責任は極めて重く決して許される行為ではない。

しかし、調査対象者は、ビール瓶殴打事件について未だに自らの口で説明することもなく八代市議会議員、市議会副議長の職を続けている。

調査対象者の行為は「市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、市民全体の代表者として品位と公平を損なう一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと」と規定された八代市政治倫理条例にあきらかに違反する行為であり、政治倫理審査会においてその全容を解明させる必要がある。

(4) 違反の根拠

八代市政治倫理条例第3条第1項第5号



2. 審査結果

(1) 調査請求の有効性（調査請求の適否）について

本調査請求は有効と認める。

＜八代市選挙管理委員会が行った署名審査の結果＞

令和7年9月30日時点の選挙人名簿登録者数 98,565人

必要署名数 986人

署名総数 1,168人（うち無効署名数 67人）

有効署名数 1,101人

(2) 違反の有無（事案の存否）について

八代市政治倫理条例第3条第1項第5号に規定する政治倫理基準に違反する行為は認められないと決定した。

（理由）

調査請求者が根拠として挙げている八代市政治倫理条例第3条第1項第5号の政治倫理基準（以下「本件政治倫理基準」という。）は「職務の遂行に当たり市民全体の代表者として、品位と公平を損なうような一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」というものである。従って、調査対象行為が本件政治倫理基準に違反しているというためには、調査対象行為が「職務の遂行に当たり」敢行されたことが必要というほかない。

この点について、対象者提出に係る資料には、以下の記載が認められる。

- ① 令和6年9月4日付「合意書」（対象者と本件相手方との間で、弁護士の立ち会いの下で取り交わされているもの。以下「本件合意書」という。）

「本件が仲間内で飲食を楽しんでいた際に発生した偶発的なものであったことを相互に確認した。」（本件合意書第1条）

- ② 令和6年12月19日付「要望書」（本件相手方作成）

「この日も友人らと一緒に仲良く酒を飲んでいた中で生じた偶発的なことであり事件性は一切ありません。」「この件については完全にプライベートなことです。これ以上騒がないで欲しい、そっとしておいて欲しいと思っています。」

これらの記載に加えて、調査対象行為が調査対象者の「職務の遂行に当たり」行われたことをうかがわせる資料等が調査請求者から提示されたという事情もないことを併せ考えると、調査対象行為が「職務の遂行に当たり」行われたと判断することはできない。

よって、調査対象行為が八代市政治倫理条例第3条第1項第5号に規定する政治倫理基準に違反するとは認められない。

なお、調査請求者と調査対象者との間では、本件相手方の負傷という結果が、調査対象者によって意図的に引き起こされたものか、偶発的に生じたものかという点についても食い違いが認められるが、上述のとおり、調査対象者の提出に係る資料には、偶発

的なものであるとの記載が認められる。

3 審査の経過

(1) 審査会の構成

会長	中松	洋樹	弁護士
副会長	川井	健次	中九州短期大学特任教授
委員	稲本	眞理	八代地区保護司会委員（第2回欠席）
	掛樋	洋子	八代市地域婦人会連絡協議会副会長
	高見	治	元八代市選挙管理委員会委員
	寺田	公子	八代人権擁護委員協議会副会長
	坂口	佳菜子	税理士（全て欠席）

(2) 審査会への審査の求めがあった日

令和7年10月14日

(3) 審査会の開催

第1回 令和7年10月30日 出席委員6名

- ・会長及び副会長の選出
- ・形式審査の結果
- ・署名審査の結果
- ・調査請求者による請求趣旨の説明及び質疑応答
- ・調査対象者による意見陳述及び質疑応答
- ・審議

第2回 令和7年11月19日 出席委員5名

- ・審議

第3回 令和7年12月8日 出席委員6名

- ・審査結果報告書（案）についての審議

(4) 審査の状況

ア 調査請求者による請求趣旨の説明

※調査請求者欠席のため、調査請求者から提出された「調査請求の趣旨」、「調査請求関係資料」及び「委員からの質問に対する調査請求者の回答書」を事務局において読み上げ。

(ア) 請求の趣旨

調査対象者に係る行為が、八代市政治倫理条例第3条第1項第5号に規定する「市民全体の奉仕者としての品位と倫理を損なう行為」及び「不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」に該当するおそれがあるため、政治倫理審査会において事実関係を調査し、政治倫理上の責任の有無を明らかにされたい。

(イ) 請求理由の概要

令和6年8月3日深夜、調査対象者は本町一丁目交差点付近の飲

食店において、一般市民をビール瓶で殴打し、額部に裂傷を負わせたとの事実がSNS上で広く拡散された。当該行為は、警察官の現場確認を受けたものの、傷害事件として立件されず、その後も本人から市民に対する説明は一切行われていない。

これらの一連の行為は、議員としての倫理意識と品位を著しく欠き、市民からの信頼を失墜させるものである。市民の代表たる議員として到底看過できない事案であるため、政治倫理審査会において真相究明と相応の倫理的判断を求めるものである。

(ウ) 調査請求者への質問及び回答

※調査請求者欠席のため、事前に委員からの質問を事務局で取りまとめ、調査請求者から回答いただいた。

問 調査対象者の行為が議員活動の外での行為であったとしても、調査請求者は一人の八代市民として許しがたいとお考えか？

(回答の概要)

市民を代表する立場にある議員が、一般市民に対して傷害を与えるような行為に及んだことは、いかなる理由があろうとも大変許しがたい。

議員は、市民から負託を受け、市政の信頼を守る責任を負う存在である。その重責を自覚し、公私を問わず常に模範となる行動を求められる。

一般市民に対し不当な行為を行うことは、その信頼を著しく損ね、議会全体の品位をも傷つけるものといわざるを得ない。

政治倫理審査会におかれては、この事案を単なる個人間の問題として片づけるのではなく、議員倫理の根幹に関わるものとして、厳正かつ真摯に審査いただきたい。

イ 調査対象者からの意見陳述及び質疑応答（主なもの）

(ア) 違反の内容に対する意見

- ・ 本調査請求には、「現副議長」との記載があるが、その肩書は現状もう既になくなっている。
- ・ 「一般市民をビール瓶で額を殴打し、流血させ数針縫う程の大怪我を負わせたことがSNSにより明るみに出た」との記載があるが、SNSの情報自体が根拠のない憶測に基づく政治的な意図をもって拡散されたものであり、事実と全く異なっている。
- ・ 「未だに自らの口で説明をしていない」との記載があるが、私は関係者や報道関係、自民党公式ホームページなどを活用して、当時の状況と事実関係について説明を行っており、請求書に記載された内容は、現在の事実経過と異なっている。

(イ) 違反の根拠に対する意見

- ・ 違反の根拠として八代市政治倫理条例第3条第1項第5号を根拠としているが、請求書に記載されている条例の文章は、本

条例の条文の一部のみを抜粋し、繋ぎ合わせたものであり、本来の趣旨や目的を省略して記載されているため、条例全体の文意を正確に反映したものとはいえず、適用概念や趣旨を正しくとらえていない内容になっている。

- ・ 条例第3条第1項第5号の趣旨は、「職務の遂行に当たり」、品位と公平を損なう行為を慎み、議員がその地位や職務上の影響力を不正に用いて利益を図ることを防止する規定であり、そもそも本件は友人との私的な飲食の場において、同席者との間で偶発的に発生したものであり、議員としての職務執行や地位の行使とは全く関係がない。
- ・ 友人に怪我が生じたことは事実だが、故意の暴力ではなく、私が救急車を別の友人に要請し、関係者に対しても状況説明を行った。この事案は刑事事件化されることもなく、証拠として提出している合意書にある通り、友人とは円満に解決している。
- ・ この過程については当時の市長・議長にも報告し、報道機関にも説明を行った。また、友人自身からも「プライバシーに関わるので、これ以上取り上げて欲しくない」との要望が議長宛に提出されている。したがって、本件を条例第3条第1項第5号の違反とみなすことは、条例の趣旨に照らしても適切ではないと考える。

(ウ) 違反を証する資料に対する意見

- ・ 本条例に基づく調査は、公正で開かれた市政を維持するためのものであり、調査請求の根拠は感情的・政治的なものではなく、客観的かつ適正な資料に基づく必要がある。しかしながら、本調査請求の根拠は、憶測に基づくSNSでの発信を根拠として、私に対して議員辞職勧告が提出された際に一部議員が発言した内容であり、いずれも憶測や主観に基づいたもので客観的な証拠資料とはいえない。
- ・ これらの議会発言の一部には、地方自治法第132条の「議会の会議においては、議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」という規定に抵触するものであり、このような発言を根拠とする調査請求は、適切な違反を証する資料に基づくものとはいえない。
- ・ 条例第7条第4項は、「市民は個人の利益又は特定の政治的目的のために不正に請求権を行使してはならない」と定め、濫用的な調査請求の防止が図られている。しかし、本件調査請求は市議会議員選挙の時期に合わせて署名活動が行われていることや、請求者の代表者名が選挙の前後で一度変更になっていることから、本件調査請求が本条項に反するものでないか、慎重に調査をしていただきたい。

(エ) 結び

- ・ 本件は議員としての職務や公的な権限の行使とは一切関係の

ない私的な場面で生じた偶発的な出来事であり、当事者間で誠実に解決し、関係機関への報告・説明も終えている。また、選挙を通じて市民の皆様から再び信任を受けていることから、すでに法的、社会的、政治的にも解決済みの事案であり、改めて政治倫理上の調査を行う必要性や合理性はないと考える。

- ・ 本件調査請求は、憶測や政治的意図に基づく部分が含まれており、私の名誉を損なうおそれがあることを大変遺憾に思っている。条例の目的及び趣旨に照らし、公正かつ冷静な判断を賜りたい。

(オ) 調査対象者からの提出資料（任意）

- ・ 本件事案の事実経過
- ・ 友人との合意書（写）
- ・ 新聞記事及び公式ホームページによる党からの説明
- ・ 友人からの要望書（写）
- ・ 3月定例会における反対討論

(カ) 委員から調査対象者への質疑応答（主なもの）

問 調査対象者からの意見書の中に、調査対象行為は偶発的に発生したものであったと書かれているが、偶発的とはどのような状況であったのか。

（回答）

友人と意気投合する中で、お酌をするために持っていたビール瓶と相手の動作の不一致によって、額にビール瓶が当たったということである。少し酔っ払い過ぎていた。ビール瓶を逆手に持って当てて流血という噂があるが、そういったイメージのものとは全く違う。

問 他に同席していた友人は止めに入るようなことはなかったのか。

（回答）

気づいたら怪我をしていたという状況であった。

ウ 条例の定める政治倫理基準

八代市政治倫理条例は、政治倫理基準の遵守について第3条において次のとおり定めている。

（政治倫理基準）

第3条 議員及び市長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （1）市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- （2）政治活動に関し、企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様とする。
- （3）その地位及び肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行

使によって金品その他いかなる財産上の利益を求め、又は授受しないこと。

(4) 職員の公正な人事を確保するため、その採用について推薦、紹介等有利な取計らいをしないこと。

(5) 職務の遂行に当たり市民全体の代表者として、品位と公平を損なうような一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

2 議員又は市長等は、政治倫理基準に反する行為があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

エ 争点の整理

調査請求者が違反の根拠とする条例第3条第1項第5号においては、「職務の遂行に当たり」という要件が規定されているため、調査対象行為が「職務の遂行」に該当するか否かが争点となった。

オ 審査会の意見（主なもの）

- ・ 条例第3条第1項第5号で規定する違反の対象となる行為が「職務の遂行に当たる行為」に限定されているため、一般的な倫理より政治倫理基準が狭いものになっているが、審査会としては条例で定める政治倫理基準の枠を越えて結論を出すことはできないだろう。
- ・ 条例第3条第1項第5号に規定されている「職務の遂行に当たり」の部分に引っかかりを感じる。このことがまかり通って今後も繰り返されていくのではないか。
- ・ 条例第3条第1項第5号の建て付け上、一般的な倫理に調査対象行為が該当しているかどうかという形で判断することはできず、条例の規定に従って、違反する行為があったかどうかというところで判断していくことが審査会に与えられた権限であり、「職務の遂行に当たる行為」といえるかどうかについて、今ある資料を基に考えていくしかないだろう。
- ・ 調査対象行為が起こった背景がある程度分かなければ「職務の遂行に当たる行為」であるかどうかの判断は難しいのではないか。
- ・ 「議員の職務の遂行に当たる行為」は、議員としての信頼や評価を加味して考える必要があると思う。
- ・ 調査対象者から提出された合意書は、弁護士が立ち会って作成されたものであり、勝手に作られたものとは断定しにくい。また、友人との私的な飲食の場において偶発的に発生したとの記載があり、「職務の遂行に当たる行為」といえる理由がない。
- ・ 調査対象行為が起こった飲食の場が何の話題での集まりかなどを加味しながら、「職務の遂行に当たる行為」と確定するのは相当困難であり、条例第3条第1項第5号の趣旨を踏み越えて判断するのは解釈上無理がある。
- ・ 調査請求者からは、「職務の遂行に当たる行為」ということを認

定できるだけの証拠資料は提出されていない。

- ・ 警察において事件性がないと判断された件について、本審査会で真相を究明するのは非常に困難である。
- ・ 本件相手方から「これ以上騒がないで欲しい。」との要望書も出されているとおり、本審査会としては踏み込んで調査することはできない。
- ・ 調査対象行為の状況について、想像で審議することはあってはならない。
- ・ 事実について不確定な情報や資料を基に厳格な判断をすることは、審査会としての職務の範囲を広げすぎることになるだろう。
- ・ 審査会には、提出された証拠的な資料を基に判断していくという権限の枠があり、提出された資料と矛盾する判断を行うことはできない。
- ・ 市議選が終わった時期に本審査会で条例違反の有無を調査・審議するのではなく、選挙前に他の方法で確認することができたのではないか。